

博士論文（要約）

財務報告の概念フレームワークにおける利益概念

勝尾裕子

1. 本研究の背景

IASB による財務報告に関する概念フレームワークにおいては、利益の情報について、投資家の意思決定における重要な情報源であり財務業績を表すものであると位置づけられているにもかかわらず、その定義は明らかにされていない。財務報告において提供される情報が、投資家にとって企業価値を予測するために必要なものであると考えるなら、そこで開示される利益情報もむろん、そうした投資家の意思決定に有用であることがもとめられよう。しかし、どのような会計利益であれば投資家の意思決定に有用であると考えられるのか、企業価値予測に役立つためには利益の情報はどのような性質を充たせばよいのか、といった議論は、IASB の概念フレームワークの策定にあたり十分に行われているとは言えない。

会計利益の概念が定まらなければ、測定基礎の選択やリサイクリングの判断規準はもちろん、その他の包括利益が計上される規準についても定まらず、そのような規定内容の概念フレームワークであれば、それは十分に機能するものとはなりえない。IASB が、そのような概念フレームワークを策定した理由としては、様々なものが想定されうるが、たとえば、会計利益の基礎概念に関わる考え方や、個別の会計基準と概念フレームワークとの関係、各国の会計基準設定主体やその他の利害関係者との関係における政治的な観点といったいくつかの要因を少なくとも挙げることができよう。

本研究ではこのうち、会計利益の基礎概念に関わる考え方に着目して、IASB が依拠する価値観ないし基礎概念とは何かを明らかにし、その考え方に依拠したうえで、現行のIASB の概念フレームワークにおける問題の本質を見極めようとしている。IASB が依拠する基礎概念をさしあたり否定せずに、その基礎概念に則ってIASB の概念フレームワークの問題点を論じようとする理由は、IASB とは異なる基礎概念に則ってIASB の概念フレームワークの問題を論じて、そこで展開される議論は単に互いに平行線を辿るだけだからである。

いわゆる、資産負債アプローチと収益費用アプローチ、あるいは包括利益と純利益といった構図でとらえて、たとえば純利益こそが投資家に役立つ利益であるから、包括利益を軸にしたIASB の概念フレームワークは問題点がある、と批判するだけでは、IASB とは異なる観点に立った別の選択肢が並列的に示されたにすぎない。IASB が依拠する基礎概念に立つてもなお、IASB の認識や概念フレームワークが誤っていることを示すことができれば、その問題の本質により近づけることになる。本研究では、IASB の概念フレームワークの基礎を成す概念に着目し、その適否と概念フレームワークとの関係を明らかにする。

2. 研究の目的と研究方法

本研究の目的は次の2点である。第一に、包括利益と純利益という、異なる観点に基づく利益概念としてとらえられることの多い2つの利益について、経済的所得の概念を共通尺度として用いて相対化することにより、経済的所得の中心概念により近いのは純利益であることを示し、包括利益が純利益よりも理論的に優れた利益概念であるとするIASB等の認識は誤りであることを指摘する。第二に、IASBの概念フレームワークは、そうした誤った認識に基づいて策定されているために、利益の定義や測定基礎の選択、リサイクリングの判断規準の規定について不十分な内容となっており、概念フレームワークがその機能を果たしていないことを示す。

第一の研究目的については、経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念である、というIASB等の主張について、その含意と、経済的所得、包括利益と純利益の関係について、二段階に分けて考察する。第一段階として、包括利益は経済的所得の概念を近似する理論的に優れた概念であるというIASB等の認識について検討し、次のことを明らかにする(第1部)。第一に、この見解は、学界等において広く認められるものであり、基準設定主体が包括利益を重要なものとして位置づける根拠とされている。この見解は、SFAS第130号が公表された当時の議論において既にみられるものであり、利益の質に関する議論においても確認することができる。第二に、包括利益はストックの観点に基づく利益概念であり、ウィンドフォールを含むものであることから、Hicksの所得No.1と親和的であるが、Hicksの経済的所得の中心概念とは整合しない。経済的所得の中心概念である恒常所得により近いのは、所得No.2であり、その所得に親和的な会計利益は、包括利益ではなく純利益である。したがって、包括利益は経済的所得を近似する理論的に優れた概念であるというIASB等の見解は誤りである。

第二段階として、所得No.2と純利益との近似度の程度を明らかにする(第2部)。具体的には次の内容について検討する。第一に、所得No.2と純利益は親和的であるとされるが、各期間におけるウィンドフォールの認識について両者は相違している。Alexanderによるvariable incomeの概念を用いて、所得No.1と純利益における各期のウィンドフォール認識過程の相違を示し、両者がどれだけ近似しどれだけ相違するのかを示す。Alexanderの所得理論における意外の所得と、HicksやKaldorの所得理論におけるウィンドフォールが一致しないことについても指摘し、Alexanderによる経済的所得が事後の概念であることを示す。第二に、経済的所得と会計利益における重要な相違点として挙げられることの多い自己創設のれんと、ウィンドフォールの認識過程の相違を示すことで、経済的所得と純利益の測定構造の違いを明らかにする。

第二の研究目的については、二段階に分けて検討する。第一段階として、IASBの概念フレームワークにおける問題点を指摘する(第3部)。具体的には、利益の定義、測定基礎の選択、リサイクリングの要否やタイミングの判断規準について、様々な問題点が生じている

ことを示す。概念フレームワークにおいては、純損益については、財務業績を表す投資家にとって主要な情報源であると位置づけられているにもかかわらず、純損益の定義は示されておらず、その定義の開発も行わないとされて構成要素にも含まれていないことや、リサイクリングについて、質的特性を充たす場合のみ認める条件付き処理とされていること、また複数の測定基礎の選択について、原則ではなく例外として位置づけられていることについて、それぞれの論点における問題点を指摘する。

第二段階として、現行の概念フレームワークにおける問題点と利益の基礎概念との関係について考察する（終章）。IASB の概念フレームワークにおける複数の測定基礎の選択やリサイクリングの判断規準等に関する問題点は、包括利益は経済的所得を近似する理論的に優れた利益概念である、という IASB 等の誤った認識に基づいて概念フレームワークが策定されていることに原因があることを示し、経済的所得の概念が誤って用いられているために、その誤った認識に基づく IASB による現行の概念フレームワークは機能不全に陥っていることを指摘する。

3. 本研究の構成

本研究の全体構成は以下の通りである。第 1 部と第 2 部において、会計利益の基礎概念について考察する。第 1 部においては、包括利益と経済的所得の概念との関係について、主として IASB による見解について検討し、第 2 部においては、純利益と経済的所得の概念との関係について、純利益と経済的所得との近似度を、ウィンドフォールの認識過程や純利益における自己創設のれんの認識を考察することにより明らかにする。第 1 部と第 2 部の検討結果をふまえ、第 3 部および終章において、IASB による現行の概念フレームワークにおける諸問題について、それと会計利益の基礎概念との関係を考察する。全体構成については、次に示す通りである。

序章 研究の目的と構成



会計利益の基礎概念

第1部 包括利益と経済的所得の概念

第1章 包括利益の「理論的根拠」

第2章 包括利益と経済的所得の中心概念

第3章 事前と事後の所得におけるウィンドフォール

第2部 純利益と経済的所得の概念

第4章 純利益と経済的所得の近似性

第5章 ウィンドフォールの認識

第6章 自己創設のれんとウィンドフォール



第3部 財務報告に関する概念フレームワーク

第7章 概念フレームワークの目的と利益概念

第8章 質的特性におけるトレード・オフと測定の不確実性

第9章 測定基礎の選択

第10章 リサイクリングと複数の測定基礎



終章 財務報告の概念フレームワークにおける利益概念

第 1 部においては、包括利益と経済的所得の概念との関係について検討する。第 1 部の第 1 章では、包括利益は経済的所得を近似する理論的に優れた利益概念であるという IASB 等による主張について、単なるスタッフペーパーに示された一つの意見なのではなく、学界や基準設定主体等において広く認識された見解であり、SFAS 第 130 号における規定に関連を有すると考えられる AAA による見解や、利益の質に関する議論にその根拠をもとめることができることを、先行研究のレビューによって明らかにする。第 1 部の第 2 章では、上記の IASB 等の主張にたいする批判的見解を整理し、包括利益が親和的であるのは Hicks の事後の所得 No.1 であるが、Hicks の経済的所得の中心概念は恒常所得であり、それを近似する事前の所得 No.2 に親和的であるのは純利益であることを示す。

第 1 部の第 3 章では、事前と事後の議論を整理し、先行研究における議論の乖離を解消する作業を行う。すなわち、Hicks の定義による事後の所得 No.2 にはウィンドフォールが含まれており、そこでは事前と事後の観点が混乱しているため、事前と事後の所得の概念を整理する必要がある。ストックホルム学派が提唱した事前と事後の概念にしたがえば、Kaldor によって修正された事後の所得 No.2 の概念が、ウィンドフォールを除く事後の所得の概念に合致する所得概念である。この点を整理することにより、事前か事後かにかかわらず、所得 No.2 が中心概念により近い概念であると言えることになる。第 2 章で取り上げた先行研究では、Hicks の経済的所得の中心概念に近いのは「事前の所得 No.2」であると指摘される一方、第 2 部で取り上げる先行研究における純利益との比較を行う議論では「所得 No.2」が取り上げられており、両者には乖離ないし論理の飛躍がある。第 3 章では、純利益と経済的所得との近似度に関する議論において取り上げられる経済的所得とは、事前の所得 No.2 ではなく所得 No.2 であることを示すことにより、第 2 部における議論の理論基盤を整える。

第 2 部では、純利益と経済的所得の概念について検討する。第 2 部の第 4 章では、所得 No.2 と純利益の関係を論じた先行研究の内容をレビューし、次の点を整理する。まず、Hicks の所得 No.2 は恒常所得の測定を目的としたフローの観点に立った所得概念であって、純利益と共通する性質を有している。また、所得 No.2 はウィンドフォールを除く概念であるのにたいして包括利益はウィンドフォールを含む概念であり、純利益はその一部のみを含む利益概念である。純利益は、経済的所得と会計利益の架橋的概念である Alexander による variable income と整合する性質を有する。

第 2 部の第 5 章では、ウィンドフォールの認識について、variable income と会計利益との関係についての先行研究の成果を整理したうえで、variable income から除かれるウィンドフォールについて検討する。Alexander の所得理論における意外の所得 (unexpected gain) と、Hicks や Kaldor による所得理論におけるウィンドフォールが一致しないことを示し、variable income から除かれる意外の所得は、Alexander による経済的所得から除かれる意外の所得とも、Hicks 等の所得理論における事前と事後のいずれのウィンドフォールとも相違することを示す。その結果をふまえ、Alexander による経済的所得は、Hicks 等の所得理論における事

前・事後の概念に照らせば、事後の概念であって事前の概念ではないことを指摘する。

第2部の第6章では、確実性と不確実性のそれぞれの状況下における、ウィンドフォールの認識過程と自己創設のれんの認識過程を検討する。Hicksの所得No.2と純利益が近似するといっても、前者はウィンドフォールを排除するのにたいして、後者には少なくとも各期においてはウィンドフォールの一部が含まれる。両者の相違点について、詳細を明確にするため、確実性下と不確実性下のそれぞれにおける、ウィンドフォールと自己創設のれんの認識過程の相違を示すことにより、経済的所得と比較したときの純利益の測定構造に関わる性質を明らかにする。

第3部では、IASBによる財務報告に関する概念フレームワークについて検討する。第3部の第7章では、概念フレームワークの基準としての機能や位置づけ、財務報告の目的、純損益の定義、構成要素等について検討する。概念フレームワークでは、投資家の意思決定に有用な情報を提供することが財務報告の目的であって、純損益は財務業績を表す重要な情報源であると位置づけられているにもかかわらず、純損益は構成要素に含まれず、定義も示されていないことを指摘する。

第3部の第8章では、質的特性におけるトレード・オフ関係と測定の不確実性について検討する。トレード・オフ関係は目的適合性と表現の忠実性との間に生じるものであるとされ、測定の不確実性は表現の忠実性の水準を低めるものであり、トレード・オフ関係を生じさせるものとされている。測定の不確実性という概念の拡充は、現行の概念フレームワークにおける大きな特徴の一つであるが、その拡充によって、質的特性間の関係において曖昧な点が生じていることを指摘する。

第3部の第9章では、測定基礎の選択について、その使い分け(mixed measurement)の問題を検討する。概念フレームワークにおいては、測定基礎の選択において考慮すべき要因として、目的適合性の観点から2つの要因、忠実な表現の観点から2つの要因が挙げられている。前者には、将来キャッシュフローへの寄与の仕方という要因、後者には測定の不確実性という要因が、それぞれ含まれている。概念フレームワークでは、この4つの測定基礎の選択要因の機能が明らかにされていないために、測定の不確実性という選択要因が他の要因よりも優先されて、事業投資目的の資産に公正価値が適用されることを排除できないという問題が生じていることを示す。

第3部の第10章では、複数の測定基礎の選択(dual measurement)とリサイクリングの問題について検討する。リサイクリングの要否や、複数の測定基礎の選択は、目的適合性や忠実な表現という基本的な質的特性を高める場合にのみ認められているが、質的特性を充たすという規準は、曖昧で実質的な内容を伴わないものであることを示す。また、複数の測定基礎の選択については、それが原則ではなく例外として位置づけられていることを、リサイクリングについては、条件付きの処理として扱われていることや、公正価値を入手できた時点でリサイクリングの判断がなされることが排除できないことについて、それぞれ指摘する。

終章においては、IASBにおける現行の概念フレームワークは、包括利益は経済的所得の概念と整合的であり純利益よりも理論的に優れた利益概念である、という誤った認識に基づいて策定されているために、基準として機能する内容となっておらず、会計基準設定に混乱がもたらされていることを示す。IASB等の認識における経済的所得とはHicksの事後の所得No.1が想定されており、その所得の測定は、ストックとしての資本とフローとしての所得が表裏の関係を形成していることを暗黙の前提としている。この関係を会計利益の測定に当てはめるなら、ストックとしての財政状態とフローとしての財務業績が表裏の関係にあるということになり、そこでは、財政状態の評価が決まれば自動的に財務業績も測定される状況が想定されている。こうした観点に立ってIASBの現行の概念フレームワークが策定されたとみると、概念フレームワークの抱える多くの問題点を説明することが可能であることを示し、現行の概念フレームワークが十分に機能するものであるとは言えないことを指摘する。

4. 本研究の特徴

4-1 経済的所得の位置づけ

本研究の特徴的な点は次の通りである。第一に、経済的所得概念そのものの是非を論じているのではなく、経済的所得を誤って用いることによる問題点を指摘しようとしている。第二に、経済的所得という共通尺度を用いて、包括利益と純利益を相対化しようとしている。本節では第一の点について論じ、次節において第二の点について論じる。

第一の特徴である、経済的所得概念そのものの是非を論じているのではなく、経済的所得を誤って用いることによる問題点を指摘しようとしているという点については、次の通りである。すなわち、本研究では、経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念であるというIASB等の考え方について、それが誤りであることを指摘しているが、そこで指摘しようとする「誤り」とは、下記①の誤りではなく、下記②についての誤りである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れている。②経済的所得をより近似するのは包括利益である。③したがって、経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念である。 |
|--|

この見解③「経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念であるという考え方は誤りである」という考え方は、少なくとも2つの段階を経たものである。すなわち、①経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れている、という価値判断規準のもとに、②経済的所得をより近似するのは包括利益であると判断され、その結果として、③経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念であるという考え方が導きだされている。つまり、①という土台としての価値判断規準のもとに、②という判断が行われ、その結果として、③の結論が導出されている。

ここで、③の結論が誤りであるという場合、その原因は、①という判断規準が誤りであったか、あるいは②という判断が誤りであったか、それともその両方が誤りか、という少なくとも3つのケースが存在する。第一のケースとして、①の判断規準が誤りであることが原因で、誤った結論③が導かれている場合、「結論③は誤りである」という指摘の含意は次のようなものとなる。すなわち、経済的所得に近似する利益概念が理論的に優れた利益概念であるという判断規準は適切なものではないから、経済的所得との近似性で利益概念の優劣をとらえようとする③の考え方は誤りである。このケースにおいては、①の是非について、つまり経済的所得と会計利益の近似度から利益概念の理論的優位性をとらえるという判断規準そのものが、議論の検討対象となる。

第二のケースとして、①という判断規準は正しいものの、②という判断が誤りであるために、誤った結論③が導かれている場合が考えられる。この場合、「結論③は誤りである」という指摘の含意は次のようなものとなる。すなわち、経済的所得を近似するのは包括利益ではなく別の会計利益であるから、経済的所得を近似するのは包括利益であるとする③の考え方は誤りである。このケースにおいては、②の是非について、つまり経済的所得を近似する会計利益とは包括利益なのか、それとも別の会計利益なのか、という点が議論の検討対象となる。

第三のケースとしては、①と②の両方とも誤りである場合が考えられる。この場合、「結論③は誤りである」という指摘の含意は次のようなものとなる。すなわち、経済的所得に近似する利益概念が理論的に優れた利益概念とする判断規準がそもそも適切ではなく、加えて経済的所得を近似するのは包括利益ではないことから、上記の③の考え方は誤りである。この場合には、①と②の両方について議論の検討対象となる。

本研究では、上記における第二のケースを想定しており、②の判断の正誤に着目している。すなわち、①経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れている、という判断規準については検討の対象としておらず、利益概念の優劣を経済的所得との近似度で判断する考え方の是非については検討していない。どのような会計利益が最も望ましいかという問題については、投資家の意思決定に有用な利益とはどのようなものかという問題としてとらえることもできれば、投資家を含むあらゆるステークホルダーにとっての望ましい利益とは何かという問題としてとらえることもできる。問題のとらえ方として多様な観点があるうえ、その分析方法としては実証的手法を含めて様々な方法が存在する。本研究では、どの

ような会計利益が優れているかという問題にたいして、その是非については検討の対象としていない。

すなわち、本研究は、経済的所得概念そのものの是非を論じているのではなく、経済的所得概念を誤用しているために問題が生じていることを示そうとしている点で特徴的である。上記の①経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れている、というIASB等による判断規準についてその是非を論じることはせず、さしあたりそれを受け入れたうえで、②経済的所得をより近似するのは包括利益である、という判断が正しいか否かという点を検討対象としている。この課題について、主として第1部および第2部において検討し、経済的所得の中心概念は恒常所得概念であることから、それを近似するのは包括利益ではなく純利益であることを、利益の測定構造の分析をふまえて明らかにし、②の内容が誤りであることを指摘している。

このように本研究では、①経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れている、というIASB等の判断規準を受け入れたとしてもなお、②経済的所得をより近似するのは包括利益であるという判断が誤りであるために、結果として③経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念であるという考え方は誤りである、という結論を導き出している。

本研究において、上記の第二のケース、すなわち①経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れているという考え方の是非を論じるのではなく、それを所与として扱うこととした理由は、そうしたIASB等の考え方に立ったとしてもなお、そこでの判断は誤りであり、そのためにIASBの概念フレームワークが機能不全に陥っているということを示すことが、本研究の目的だからである。どのような利益が望ましいかを定める別の観点を提示し、その観点にしたがった「望ましい」概念フレームワークを示すことにたとえ成功したとしても、それはそうした別途の枠組みに基づいた概念フレームワークが新たに示されたということにすぎない。それでは現行の概念フレームワークにたいして新しい選択肢を提示しただけにすぎず、異なる価値観のもとに作られた2つの概念フレームワークが並列的に提示されたというだけであって、それ以上の考察には辿り着かない。これでは、資産・負債アプローチと収益・費用アプローチ、ないし純利益と包括利益を二項対立的にとらえる、いわば平行線をたどる議論と問題の本質は変わらない。

こうした状態に陥ることを回避するには、IASBと同じ価値観ないし判断規準に立って、IASBの包括利益にたいする考え方や概念フレームワークを検討することが必要である。IASBの考え方に立ってもなお説明できない問題点や、なんらかの不整合な内容がそこに存在することがわかれば、それは、IASBの枠組みの中における不備の存在を指摘できたことを意味する。つまり、本研究では、経済的所得をより近似する利益概念が理論的に優れているとするIASBの判断規準に則り、それを所与としたうえで、経済的所得をより近似するのは包括利益であるという判断内容は誤りであることを指摘する。そのうえで、そうした誤りが正されないままに概念フレームワークが策定されているために、IASBの概念フレームワ

ークには様々な問題点が生じており、機能不全に陥っていることを示そうとしている。

4-2 経済的所得概念を用いた会計利益の相対化

本研究の特徴は、第二に、経済的所得という共通尺度を用いて、包括利益と純利益を相対化しようとしている点にある。包括利益と純利益は、利益をストックの観点からとらえようとするいわゆる資産負債アプローチと、利益をフローの観点からとらえようとするいわゆる収益費用アプローチとの2つの異なる観点からとらえられることも多い。本研究では、これらの利益について、そうした2つの異なるアプローチに基づいた利益としてとらえるのではなく、ましてや対立する利益としてとらえるのでもなく、一定の共通尺度を用いて2つの利益を相対的に位置づけることにより、それぞれの利益の特質について論じようとしている。

共通尺度として用いるのは、経済的所得の概念である。相対化を行ううえでの共通尺度として、経済的所得の概念を用いる理由は、包括利益と純利益という2つの会計利益を相対化するには、会計利益とは異なる次元に位置する概念に照らす必要があるからである。むしろ、2つの利益概念を相対化するために用いることのできる基礎概念は、経済的所得概念だけではない。しかし、2つの会計利益を相対化するためには、会計利益のより根源的な性質を具現すると考えられる概念を用いる必要がある。会社の利益に関する概念は、もともと経済学の文脈で論じられてきた経緯があり、経済的所得の概念は、会計利益に関する考え方の源泉を成す概念の一つである。

経済的所得の概念は、これまで包括利益や純利益といった会計利益との関係について、多くの先行研究において論じられてきた。包括利益については、経済的所得の概念からその性質や優位性をとらえようとする議論が広く認識されており、純利益についても、経済的所得の概念との比較や相違点の検討は、少なくともある時期までにおいては学界の注目を集める中心的な論点であった。これまでの先行研究の蓄積により、包括利益と純利益という2つの利益を経済的所得概念との関係でとらえることは十分に可能である。そのため、本研究では2つの会計利益をそれに照らして相対化するための基礎的な概念として、経済的所得の概念を用いることとしている。

経済的所得の概念を共通尺度として用いて包括利益と純利益を相対化するということは、2つの利益概念を経済的所得の概念という一つの尺度（ものさし）で測ったときに、それぞれがどの位置にあるのかを明らかにすることを意味する。経済的所得という共通尺度を用いて2つの利益概念を相対化して位置づけることによって、それぞれの利益概念の特徴について、経済的所得との比較の観点から明らかになる。

共通尺度を用いて2つの利益を相対化することが必要である理由は、共通の観点から相対化してとらえない限り、異なる2つの利益についての考え方が存在するというだけにと

どまり、並列的に並べられているだけでは比較を行うことができないからという点にある。2つの利益概念の相違は、それらが拠る判断規準や価値観の相違にも起因しているから、それぞれに一定程度の合理性が存在していよう。それゆえ、2つの利益を並べてみるだけでは、一方がもう一方を単に批判するという構図にとどまり、どちらが優れているかまたは正しいかという問題設定自体が無意味であって、それらを比較する手段さえ存在しない。包括利益と純利益を2種類の異なる概念としてとらえるかぎり、異なる立場の者が異なる主張をしているというだけにとどまることになり、議論を重ねても平行線をたどるのみである。

その状況を解決し、2つの会計利益を比較できるようにするためには、2つの会計利益に共通する一つの基礎尺度でとらえ直して、両者を相対化することが必要である。現行の概念フレームワークの問題を論じるためには、2つの会計利益におけるそれぞれの枠組みを正当化する議論を見極めることで両者の関係性を探るとともに、会計利益のさらに奥に存在する基礎概念を用いて、両者を相対化する必要がある。2つの会計利益に共通する基礎概念、すなわち経済的所得の概念を共通尺度として用いて両者を相対的に位置づけることによって、両者の関係についてより基礎的な概念に立ち返って検討することができよう。